

都留文科大学学術機関リポジトリ運用指針

平成 22 年 10 月 27 日 附属図書館運営委員会承認

平成 22 年 10 月 27 日 附属図書館長決裁

平成 23 年 1 月 12 日 教育研究審議会承認

(趣旨)

第 1 条 都留文科大学附属図書館（以下「附属図書館」という。）は、都留文科大学（以下「本学」という。）の教育研究活動において作成された学術研究成果等（以下「研究成果」という。）を収集し、都留文科大学学術機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）に恒久的に蓄積・保存に努め、学内外に電子的手段により無償で発信・提供することにより、本学の学術研究の発展に資するとともに、社会に対する貢献を果たすものとする。

(登録資料)

第 2 条 図書館は、研究成果のうち、次のいずれにも該当するものをリポジトリに登録するものとする。

- (1) 学術的な教育研究の成果または学術的または教育的に意義のあるもの。
- (2) 本学に在籍するまたは在籍したことのある教職員等が作成に関与したもの。
- (3) 原則として内容が公表され、かつ完成されていること。
- (4) 法令上、社会通念上または情報セキュリティ上の問題が生じないもの。
- (5) 電子的フォーマットで作成されているか、電子的フォーマットに変換可能であること。
- (6) 学内外の利用者（以下「利用者」という。）にネットワークを通じて配信できかつ全文ダウンロードあるいは出力できるもの。

(登録者)

第 3 条 リポジトリに研究成果を登録することができる者（以下「登録者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 本学に在籍し、または在籍した教職員等。
- (2) その他、附属図書館長が特に認めた者。

(登録・利用許諾申請)

第 4 条 登録者は、研究成果を記載した所定の登録・利用許諾申請書（様式第 1 号）を附属図書館長宛に提出し、登録・利用許諾申請を行うものとする。

2 本学関係紀要類での電子化における許諾を提出している登録者は、特に本リポジトリに登録を望まないことを表明しない場合を除き、附属図書館は許諾条件の範囲以内で個々の論文等の著作者から研究成果の利用許諾を得ることなく、登録、利用ができるものとする。

(提供された研究成果の取扱)

第 5 条 附属図書館は、リポジトリに登録申請された研究成果を次のとおり扱うものとする。

- (1) 登録申請された研究成果を複製し、リポジトリを構築するサーバー（以下「サーバー」という。）に期限を設けず格納する。
- (2) サーバーに格納された研究成果を公開し、その複製物を利用者からの要求に応じて、電子的手段により無償で送信する。
- (3) サーバーに格納された研究成果は、保存・利用・送信の便宜のために、必要に応じて媒体変換を行う。

(研究成果の著作権に関する事項)

第 6 条 リポジトリに登録し公開する研究成果の著作権については、次の各号のとおりとする。

- (1) リポジトリに登録された研究成果の著作権は、登録後も原作者に帰属する。著作権者による再利用はこれを妨げない。
- (2) 著作権が登録者のみに帰属している場合は、登録者は附属図書館に対し第 5 条に掲げた取扱を無償で許諾する
- (3) 登録者は、著作権が複数の者に帰属されている場合は、すべての著作権者の許諾を得ておくこと。
- (4) 登録者は、研究成果の公開が肖像権または情報に関する権利と抵触する場合は、その権利が帰属する者の許諾を得ておくこと。
- (5) 登録者は、研究成果に含まれる古書資料等が公開に支障がある場合は、古書資料等を所蔵する者の許諾を得ておくこと。
- (6) 著作権が登録者以外の者、団体等に帰属しているときは、登録者は附属図書館に対し、リポジトリ登録に対する著作権者の不明を含めて許諾状況についての情報を提供する。ただし、著作権を実際に所有する者、あるいは帰属先の版元等が、あらかじめ許諾の方針を社会的に明らかにしている場合には、その必要はない。

(研究成果の利用)

第 7 条 附属図書館は、研究成果を電子的手段により利用する利用者に対して、著作権法を遵守し、同法に定める目的と範囲以内で当該複製物を利用するよう周知しなければならない。

(研究成果の差替・削除)

第 8 条 附属図書館は、次の場合に、リポジトリに登録された研究成果を差替または削除することができる。

- (1) 登録者から差替、削除の申請があった場合（様式第 2 号）。
- (2) リポジトリに登録された研究成果が社会的に著しく不適切であると附属図書館長が削除と判断した場合。

(免責)

第 9 条 リポジトリに登録された研究成果の内容に関する責任は、当該登録者または著作権者がすべて負うものとする。

2 リポジトリに登録された研究成果の公開あるいはその利用によって発生した登録者、著作権者または利用者のいかなる損害、不利益についても、附属図書館は一切責任を負わないものとする。

(管理運用)

第 10 条 リポジトリの管理、運用は本学附属図書館において行う。

(委任)

第 11 条 この指針の実施に関し必要な事項については、附属図書館長が定める。

附 則

この運用指針は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。